

平成 2 7 年度  
第 2 回  
社会福祉法人専門家会議  
会 議 録

平成 2 7 年 7 月 2 2 日  
東 京 都 福 祉 保 健 局

(午後 3時30分 開会)

○新田指導調整課長 それでは、定刻よりも少し早いですけれども、委員の皆様全ておそろいですので、これより平成27年度第2回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様にはご多忙のところをご出席いただきましてありがとうございます。今回、事務局を務めさせていただきます福祉保健局指導監査部指導調整課長の新田です。よろしく願いいたします。

まず、本日の資料の確認をしたいと思います。本日お配りしております資料は、皆様の机にございますけれども、座席表、本日の会議次第、社会福祉法人専門家会議委員の名簿、資料1から資料3、そして参考資料が1から6となっております。資料の不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の委員の出欠の状況ですけれども、委員の皆様、オブザーバーの皆様全て出席でございまして、欠席はありません。

本日の委員の紹介は、先ほどの委員名簿と座席表にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。平岡委員長、よろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。委員長の平岡です。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本会議及び会議にかかわる資料、議事録については、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条に基づきまして、原則として非公開となっております。ただし、委員長が認めるときは、会議並びに会議にかかる資料及び議事録を公開することができるとなっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。皆様、ご了承ください。

本日の議題は、第1回に引き続きまして、新たな社会福祉法人制度に関する都の取り組みについてでございます。今、ご紹介いただいた会議資料に基づいて事務局から説明を行っていただきまして、その後、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、資料1について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料1は、議題の一つであります、「社会福祉法人のガバナンス強化に向けた都の取組について」です。参考資料1に第1回の専門会議におきまして、委員の皆様からいただいた意見をまとめております。それを適宜参考にしながら説明をしたいと思っております。

まず、左側の「検討にあたっての基本的視点」ですが、大きく2点だと考えております。社会福祉法人が新制度への円滑な移行に向けて、準備ができるよう必要な支援をする。新制度移行後は指導検査を着実にを行うことによって、公益社団法人・公益財団

法人と同等以上のガバナンスの確保を促す。これを実現するに当たって、取組みの検討をしていくわけですが、その方針ということで次に4点ほどまとめてあります。これは、参考資料1にありますように、前回の会議で委員の皆様、オブザーバーの方からいただいた意見を集約したものになっております。

一つ目ですが、理事の権限、責任範囲の法律上の明確化など、今回の改正は、都がこれまで国に提案してきたことが実現したものです。その法改正を実効性あるものとするためには、法施行までの間に、新制度の趣旨が確実に理解されるよう支援していくべきではないか。

二つ目が、都はこれまで社会福祉法人経営適正化事業というのを行っておまして、そこで、法人向け、役員向けの研修などを実施して法人のガバナンス強化にこれまでも取り組んできました。今回の制度改正というのは、非常に大きなものですが、こうしたこれまでの都の取組みをさらに発展、強化することで法人のガバナンスの強化を支援するべきではないか。

三つ目が、特に大きな制度変更があった評議員・評議員会については重点的に支援していくべきではないか。

4点目として、法施行後の指導検査を円滑に行うためにも、都は区市、所轄庁と連携・役割分担を図りながら法人の支援を行うとともに、都は区市に対して必要な支援を行うべきではないか。こういった方針で取組みを考えてございます。

それでは、「具体的な取組」ということで右側のほうにまとめてあります。

まず、新制度への円滑な移行支援というところですが、方針にありましたように、新制度の周知が非常に重要と考えております。法人の役員が新制度の趣旨を適切に理解して、求められている役割を確実に果たしていくために、法施行までの間に新制度の概要や法人が準備すべき具体的事項等について、さまざまな手段により周知を行う。例えば、周知すべき内容の例として事務局側が考えておりますのは、法改正の概要、理事等役員の具体的権限・義務・責任、そして移行に向けた具体的な作業工程とかスケジュール、そして、地域公益事業の事例等、そういったものを説明会ですとか都のホームページでの公表ですとかパンフレットの作成とか、様々な手段によって周知を行っていく必要がある。委員の皆様には、こういったことを、こういったタイミングですていくと効果的なのかということについてご意見をいただければと思っております。そして、当然、相談というものが法人や区市から寄せられるのですけれども、都としては、そういった相談に応えられるような体制の充実を図っていく。

二つ目ですけれども、先ほどの方針にありましたように、特に評議員については、大きな制度改正を伴いますので、重点的な支援が必要と考えております。具体的には、理事ですとか理事長への牽制機能を果たしていくわけですけれども、それをどうやって果たしていくのか、あるいは、もし果たせない場合には、こういった責任が出てくるのか、そういったことをより具体的に説明するような場を設けていければと考えて

います。

こうした新制度への円滑な移行支援をするための役割分担ということですが、基本的には、都も区市も所轄庁ということで同等な立場ではありますが、都は広域的な自治体としての役割を担っているということで、この役割分担を整理しております。

一つ目は、都は広域自治体として、都内全ての社会福祉法人に対して広く新制度周知等の取り組みを行っていく。まずは、都が一義的に都内全ての法人を対象にして新制度の周知を行うことが効率的なのではないか。区市は所轄庁として、地域の実情に応じてよりきめ細やかな支援・取り組みを管内の社会福祉法人に対して行う。イメージ的には都は広く浅く行う、区市は管内社会福祉法人に対してよりきめ細やかな地域の特性に応じた支援を行っていくということを考えております。区市が管内法人に対して支援を行うに当たっては、都は必要な支援を行うということで、例えば、区市が説明会等を開催するのであれば、都が説明会等で使った資料を提供するといった技術的な支援が考えられるのではないかと考えております。

次に、下のほうに行きまして、指導検査体制の充実ということで、新制度への移行を法人にやっていただいた後、それを実効性のあるものにするためには、指導検査などで所轄庁がきちっと見ていかなければいけないと考えております。そのための取り組みとして、新制度のもとで適切な指導が行えるよう、新制度に合わせまして、都がつくっております指導検査基準などを見直していく。

二つ目には、今回の法改正には、これは都がこれまで国に提案してきたものですが、勧告という規定が設けられております。不適正な運営が改善されない社会福祉法人に対しては、これまでと同等以上に厳正に対処していく、そういったことを考えています。

これに当たっても区市との役割分担ということで、困難な事例等については、都と区市と連携して対応していく。新制度への移行準備と指導検査体制の充実、それを両方行うことによって、この新制度を確実に実現に向けて動かしていく、そういった取り組みを考えていきたいと考えております。

資料1の説明は以上になります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、社会福祉法人のガバナンス強化に向けた都の取り組みについてというテーマで少しご意見、あるいは今の説明に対するご質問をいただければと思います。よろしく願いいたします。

例えば、評議員に対して重点的に支援を行うという考え方ですが、評議員が期待される役割を果たすために、具体的にどのような支援を行えばいいのかということについて、ご意見をいただけますでしょうか。

また、実際に法人で評議員として選任される方が、どのような方々なのかということ踏まえた上での対応が必要かと思うのですが、そのあたりについてご意見をいただ

ればと思いますが、いかがでしょうか。

○亀岡委員 亀岡でございます。

まず、この評議員と評議員会という、この制度について従前とどう違うのかということとをまずきちんと確認をしておく必要があると思います。

公益法人の制度においては、評議員会は、現在の社会福祉法人制度における評議員会のように諮問機関ではなくて、議決機関ということになります。また、理事会との関係をきちんと整理をした上で、どういう方を評議員として選んでいくのか。ということは、返しますと、理事会の理事の構成も考えなくてはいけないということになっていくのかと、思いますので、この辺も含めて検討する必要があります。また、監事についてもどういう機能、どういう観点からどんな能力を持った人が必要なのかということを考えないと、事実的なガバナンスというのは働かない部分があります。特に新制度になると、監事の役割が従前以上に大変厳しい、特に公益法人制度においては、理事会では監事は必ず参加ということになっておりまして、現在の社会福祉法人制度における監事とは役割が変わりますので、その辺も、ちょっとこれでは監事という話はありませんけれども、役員ということにおいては、役員というのは現実的には理事と監事しかありませんけれども、評議員というのが今度出てきますので、それをどう加えていくのかということになるのかなと思います。

それと、あとは、ちょっと先ほどの中で、また後にしましょうか。

○平岡委員長 いや、関係するテーマであれば、どうぞ。

○亀岡委員 この中で、はい。

資料1に「新制度の周知」と書かれており、ここで新制度周知の具体例のなかに作業工程というのがありますが、今回、制度が大きく変わりますので、定款自体の見直しが必要になります。また、定款に基づく諸細則・規程の見直しもちろん必要になるのかと思います。

そういう意味では、もし可能ならば、モデル規程みたいな、モデル定款じゃないですけども、最低限必要な事項が網羅されているモデルをつくってあげると、多分、法人にとって使い勝手がいいのではないかと、思います。そうすると、移行に向けたスケジューリングなんかも非常にスムーズに進むのかなと、思っております。

それと、「都の指導検査体制の充実」とありますが、当然、左側の「検討にあたっての基本的視点」の2番目にもあるわけでございますけれども、新制度移行後は指導検査を着実にやることによって公益法人以上のガバナンスの確保を促すと。これはそれでよろしいのかなと思うのですが、今回の制度改正により、法人のガバナンスについてかなりしっかりしたものができ上がります。制度改正について指導検査基準を見直すということがありますが、どういう形で見直すのかという観点をきちんとしておかなければいけないと思います。そうしないと、本当にガバナンスを促すということになると、法人みずから一生懸命いろんなことができるような体制をつくらうとするの

が、結果的に指導だけをする、言いかえると、従来のような、言われることをやってしまうだけではガバナンスにならないわけで、そこをちょっとどうやって組み立てていくのかという、指導検査というのは、今後大変重要になっていくのかなと、こう考えております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

非常に重要な論点を提起していただいたかと思います。監事については、財務規律の資料2のほうで、また後で出てくるかと思いますが、単に評議員会の機能が果たせるようにというだけではなくて、理事会の構成から、あるいは定款、全体の法人の経営組織のあり方の見直しも必要になるのではないかとのご指摘だったと思います。

事務局から何か今の点についてお答えいただける点はありますでしょうか。

○新田指導調整課長 後ほど財務規律のところにも出てくるんですけども、法人の自主的な取り組みが非常に重要だと思っておりますので、そこを促しながら指導検査でどう確認するか、いただいた意見を参考にしながら検討していきたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

評議員会については、確かに牽制機能というのは重要な観点ではありますが、同時に、法人の将来の進むべき道を議論していく場でもあるでしょうし、従来どおり、専門家としてのアドバイスみたいなことも期待される部分も出てくるかと思っておりますので、評議員会の役割を全体として理解していただいて、かつ、不祥事を防ぐとか、ネガティブな観点だけではなくて、法人の自主的な経営の機能強化をしていくために何ができるかというポジティブな観点も重要なのではないかとと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高原委員 高原です。評議員の選出方法は非常に重要だと認識しております。

これをどのように選出するのかということは非常に悩ましい問題でして、例えば、現在の理事会や評議員会から何人かを出して、選考委員会をつくって選出するのか分かりませんが、選出の仕方について具体的なモデルがあるといいなと思っております。

実は、ある大きな法人の理事長と話をしておりましたら、こうなったら理事長はおりて評議員会のメンバーになったほうがいいという、話も出てきたものですから、その辺のところをご指導いただければありがたいなと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

確かに、理事会は、評議員会が決めた方針に従ってしっかり業務を執行していくという面が強くなりますから、またそういう面での負担感を感じるという方もいらっしゃるかと思います。

どうでしょうか、その評議員の選考についてのモデルができないか、選考の方法とか手順を明確にしてほしい、というお話でしたが、いかがでしょうか。事務局からどうぞ。

○新田指導調整課長 前回も公益法人制度における選定委員会という前例がありますので、それを参考にしたらどうかという話がありました。

国のほうも、具体的に評議員をどうやって選定していくのか、これからガイドライン等、方針を示してくると思いますので、それを参考にしながら、都としてどういった取り組みができるかということを考えていきたいと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○松田委員 新制度の周知を東京都でかなり丁寧にやっていただけるということで、幾つか法人の方とお話をさせていただきますと、特に保育園さん等、制度改革の動きを十分理解されていないような状況も見られますので、法が通りましたら、速やかに周知を丁寧にやっていただけると大変ありがたいなというふうに思っております。

1点、周知の中身の例として「地域公益事業の事例等」ということで記載がありますが、たしか社会保障審議会福祉部会において、国として事例について定義づけをしないというようなまとめがあったかというふうに若干記憶をしておりますが、このあたり、事例を示されるとその範囲でなければならないかと法人に受けとめてらしまったり、他の取り組みが認められないということにならないか、法人は非常に懸念をしています。ただ一方で、何らか示されないと、これが地域公益活動でよいのかというところをまた悩まれたりと、非常に痛しかゆしかなと思うんですけれども、このあたりお考えをお教えいただきたいというのが1点ございます。

2点目としては、法人運営に関する相談に対応できる相談体制の充実は非常に大切なことだと思っておりますが、具体的なお考えがあればお聞かせいただきたいという点が2点目になります。

3点目としては、評議員のお話、非常に重要なこととして先ほどからご意見をいただいているところかと思っておりますが、一法人一施設の保育所とか、評議員会がない場合に、そもそも評議員そのものを探していくということもまた困難な課題ではないかなと推測されます。たしか国でも小規模法人に対する一定の経過措置と配慮があると伺っているのですが、そのあたり含めて、選定方法のところも含めてなのですが、考えていく必要があるのではないかと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

最初の点について、事務局からお答えいただければ。

○新田指導調整課長 地域公益事業の事例については、確かに国で具体的な事例は示さないという話がありましたが、今回の法改正のうち28年4月から施行される部分で社会福祉法の第24条第2項の経営の原則等というところで、「公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と規定されております。社会福祉充実計画そのものは、29年4月からということですが、それより前に、地域における無料・低額のサービスの提供が責務として法案の中に書かれているということもありまして、都としては、社会福祉法人に周知していかなければいけ

ないと考えております。

確かに、例を示し過ぎると、それしかできないのかというような誤解を招くことがあるかもしれませんが、多くの法人が何をやっていいかわからないというような状況がありますので、例えばこういった法人ではこういった地域でこういったことをやっていますよという紹介をすることは、参考になるのかなと考えております。

○平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか何かございますでしょうか。

一つ、先ほどのご説明の中での論点として、都と市区の役割分担についてのご説明があったのですが、区市の側から見てどうなのかという点で泉谷委員、あるいは鈴木委員からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○泉谷世田谷区指導担当課長 世田谷区は、今までも職員としての人材を育成するに当たって、東京都さんにご協力いただいて、職員を派遣するなどとしてスキルアップをさせていただいています。そういう仕組みが、今後も継続していただければありがたいなと思います。私どもの保健福祉サービス向上委員会などでも職員としてスペシャリストなのか、ジェネラリストなのかという議論の中で、やはりスペシャルな部分を向上していかないといけないという議論がありますので、人材育成というところについてぜひ協力をお願いしたいなと思っております。

○鈴木八王子市指導監査課長 東京都のほうで新制度周知等の取り組みを行っていただければ大変ありがたいなと思います。

また、評議員のスキルアップにも取り組んでいただくと同時に、理事の意識改革等も含めた研修もこれまで同様続けていただけるとありがたいと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

今の区市の委員からのご質問、ご意見について、何かお答えいただける点はありますでしょうか。

○新田指導調整課長 まず、区市の職員の人材育成ということにつきましては、今も派遣研修生の受け入れや、研修会を開催しておりますので、引き続き都としても続けていきたいと思っております。

あと、理事の意識改革の研修というお話がありましたが、経営適正化事業でこれまでも理事等役員に研修を行ってきたというところもありまして、そこでの差別化というのですか、やり方をこれから検討していかなければいけないと思っております。評議員は、特に重点的にやっていかなければいけないと思っておりますが、一方でもちろん理事の役割は重要ですので、先ほど評議員の研修を行う際には、理事にどういうことをやっていけばいいのかということを考えていきたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかのご質問、ご意見、結構ですので、はい、どうぞお願いいたします。



○茨木委員 参考資料4を見させていただきますと、やはり区市が所管している社会福祉法人が零細というか、大変小さな、おそらく、保育所が中心だと思うんですけど、1施設のみを経営しているところが圧倒的に多い。ここが新たに評議員会を設置しなきゃいけないということで、規模によってマニュアルをつくるにしても、お手本をつくるにしても非常に差があると思っています。

特に、私の実感としては、こういう一施設一法人というところは、制度改革そのものに対する情報も入ってきていないので、急にモデルを示されても動けないところがあるのではないかなと懸念されるので、早目に説明会を実施されることが望ましいと思いました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

先ほどガバナンスのあり方を周知、理解していただく機会を設けるということについて、どういうあり方を考えるのかというご意見、亀岡委員からのご意見があったと思うんですけども、そういう点について考える場合、何かポイントとなる点などがありましたら、亀岡委員から何か具体的にこういう方向でというご提案などがあればいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○亀岡委員 従来は、こういう法人におけるガバナンスということももちろん言われていたわけですけども、どちらかというと行政側の指導に基づく、それに対する反応をやっていたと。ところが、今後は、やっぱり法人全体としての経営という形になりますので、法人の自主性を生かしていく、言いかえると、同じような事業を、いわゆる社会福祉法人以外の他の事業体も行っている、それと競争社会にもなっていくということになっていったときに、いただいたお金を使う時代からいかにそれを効率的に有用に使っていくのか、さらに、余ったお金は、先ほどありましたけれども、地域公益事業にどう使っていくのか、説明責任も発生するというようになったときに、その法人の中に仕組みなくちゃいけない仕組みと申しますか、みずから責任を持ってやっていく仕組みをつくる必要があるのかなと。法人みずからそういう意識を持ちながらやっていける、そういう組織体をつくる必要があるのではないかと思います、そういう組織体ができるような支援、上から指導していくのではなくて、下から支えていくという、観点が必要なのかなと。つまり、法人のスタンスに立った観点が必要なのかなと、こう思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○飯塚委員 非常に示唆に富むご意見をいろいろいただいていると思いますが、今まで経営適正化事業の中で法人役員に対する研修というのを東京都としては社会福祉法人経営適正化検討委員会のご意見に基づいて、先駆的にやってきました。今、社会福祉法

人という、本当に小さな作業所、保育所から巨大な法人まで多種多様で非常にぼやけた研修になってしまうところが懸念される部分なので、例えば区市だとか東社協さんとの連携の中で考えていかないといけないということを今聞いていて感じました。

それと同時に、法人みずからの努力、あるいは、意識改革みたいなところをどのように行うか考えていかないといけないと感じました。当部は指導監査部門なので、そこまでやるかという話もあるかと思いますが、その辺についても問題意識が出たのだと思いますので。

○平岡委員長 いかがでしょうか。

○亀岡委員 今、大変、飯塚委員からすばらしいご意見をいただいたなと思いました。というのは、今後の検討の方向性が、この委員会がどういうスタンスに立つのかということにまさにかかっているのかと、思いましたので。いわゆる、指導する立場としてのスタンスなのかどうか、先ほど支援という表現を使いましたが、この委員会のスタンスを明確にしておく必要があるのかと思います。本当に法人がひとり立ちできるように支えていくという、そこまでやるのか。あるいは、むしろちゃんとできるように指導していくのですと、こういうスタンスなのか。この点の確認をさせていただいた上で、今後の議論を進めるうえで非常によろしいのかなと思います。

○飯塚委員 すみません。1回目のときにお話が出ましたが、支援ということで、指導検査を超えて行っていくという委員の皆様方からの合意みたいなものができていると私は考えております。

○亀岡委員 理解しました。

○平岡委員長 ありがとうございます。

非常に基本的な観点をどこに置くかということで一応、今、一つの方向が出たと思いますので、その点も踏まえて引き続き検討をしていくことにさせていただければと思います。

それでは、資料2のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局からのご説明をお願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、資料2の説明をさせていただきます。

「財務規律の確保に向けた都の取組について」ということで、これも基本的な視点、方針、具体的な取組という構成でまとめております。

まず、基本的な視点ですけれども、財務規律の確保に関して、社会福祉法人みずからの取組が大変重要である。社会福祉法人みずからのチェック機能が働くように指導を行うとともに、必要な支援を行うことで、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の財務規律を確保していく。

それを実現するための具体的な方針ということで四つほど掲げておりますが、一つ目が、社会福祉法人の財務規律に対するチェック機能を働かせるため、法の改正案の中で

は、一定規模以上の社会福祉法人、これは特定社会福祉法人と呼ばれていますが、そこに会計監査人の設置が義務づけられました。都は、国に対して、会計監査人の設置対象を段階的に拡大していくよう、より規模の小さい法人にも会計監査人を設置できるように国に提案しているところですが、いわゆる特定社会福祉法人以外の法人についても、みずから財務規律をチェックする機能を働かせる仕組みが必要なのではないか、これが1点目でございます。

次に2点目ですが、財務規律の確保にあたっては、先ほどもお話がありましたように、特に監事の役割が重要です。監事監査が適正に行われるよう、監事に求める職責、どのような視点でチェックをすべきかといったことについて改めて明確にする必要があるのではないかと。

3点目として、都はこれまでも社会福祉法人経営適正化事業において、監事研修を実施してきました。ただ、今回、法改正の趣旨も踏まえまして、その取組をさらに発展・強化して、法人による自己チェックと指導検査の場におけるダブルチェックができるような仕組みを構築していく必要があるのではないかと。

最後4点目、区市との役割分担の話ですが、区市と連携・役割分担を図りながら法人の支援を行うとともに、都は、広域的な自治体として区市、所轄庁に対して必要な支援を行うべきではないかと。その視点が四つです。

この方針を踏まえまして、右側の「具体的な取組（案）」ということですが、大きく二つあります。

その一つ目が、監事機能の強化ということで、特定社会福祉法人においては、会計監査人が設置されましたが、それ以外の法人においては、特に監事の役割が重要になってきます。ということで、監事が自己チェック機能を働かせることができるように財務・会計に対する専門性を高める。そのために必要な取組を行う必要があるのではないかとということです。

具体的には、下の自己点検の仕組みの構築というところで、監事が活用して自己点検できるような、いわゆるツールと事務局では呼んでいますが、それを作成したらどうかということで、一つ目が、チェックリストの作成ということです。前回、亀岡委員から、監事が監事監査の場で確認事項を全てまとめ、チェックリストとしてはどうかとご意見がありました。法人みずからが課題を発見できる仕組みをつくったらどうかということで、参考資料5をごらんいただきたいんですけども、チェックリストの項目の例ということで、これはいろいろなところで監事監査の視点のチェック項目という形で出ていますが、都としてもそういうものを作成して、それを法人に配布して法人の監事が自ら監査をするときに使ってもらってはどうかという視点になっております。

会計管理に関する事項とか予算に関する事項とか、いろいろな事項がありますが、余り多過ぎても負担になりますので、重要なものを取りまとめてつくっていきたいと思

っております。

二つ目が、財務分析ということで、これはどちらかというと、経営状況だとか経営課題への気づきを促すためのツールと考えております。都はこれまでも社会福祉法人経営適正化事業で簡易の財務分析を行ってきました。具体的には、参考資料6の右にありますように、財務分析に用いる指標として11の指標を設けておりますが、各法人からいただく財務諸表をもとにして、都が集計をしてこれら11指標について都内法人の平均値を出し、都のホームページで公表しているのです。それを計算するためのフォーマットもあわせてホームページに公表しております、法人さんはみずからそれを見て、自分のところの決算数値を入れれば数字が出て、それを都内平均と比較できる仕組みは今でもあるのですが、それをある程度、法人さんにみずからやってもらう。義務づけとまでは言わないですが、そんな仕組みを考えられないかというところ です。

この活用のイメージということで、先ほどのチェックリストとあわせたイメージが右にあります、東京都では、先ほどのチェックリストや財務分析のツールを作成いたしまして、都の所管の法人、あるいは、関東信越厚生局所管の法人にはツールを配布して、法人みずから分析あるいは点検をしていただいて、その結果を東京都に提出してもらう。都はその確認をしていき、指導検査の際に参考にする。区市については、都は区市にそのツールを提供いたしまして、区市は区市所管の法人にそのツールを渡して点検してもらって、点検結果を区市に対して提出してもらって、都と同様に区市側でそれを確認してもらう、そういった仕組みを考えております。現在所轄庁に毎年の財務諸表を年度決算が終わった後に提出してもらっておりますが、例えばそのときにあわせて、あくまでも法人側の自主的な取組として、この自己点検表を法人から出してはどうかと考えております。チェックリストと財務分析結果、財務諸表等とあわせて出してはどうかと、そういう仕組みが考えられないかと考えてございます。

先ほどの監事機能の強化のところに戻りますが、説明会あるいは研修かどうという手法をとるかはわかりませんが、このチェックリストの活用方法を、今回の制度改正については監事の役割が特に重要になるだろうということで、監事に対して特に周知をしていきたいと思っています。また、これも区市との役割分担が必要と考えておりまして、参考資料4の補足をいたしますと、約1,000法人あるうち、いわゆる都の所管というのは約200、関東信越厚生局所管の部分をあわせて300ということで、残り700が区市所管になるということで、都が広く監事さんを一人ずつ集めると1,000人を集めなければいけないということで、かなりの規模になってしまふ。また、先ほどの理事や評議員に対する支援というところでいいますと、例えば、理事では最低6人ですから6,000人を集めて研修または説明会を行えるかといったら、できないわけであって、集められても一法人一人かなと思います。その残った

部分については、区市のほうでフォローしていただければ、という趣旨の役割分担を考えております。もちろん、区市所轄の法人に対して研修、説明会をやる際には、都は技術的な支援を行うということで考えています。

自己点検の仕組みについても、これは、先ほどお話ししたように、都はツールを用意いたしますので、各区市では、そのツールを活用して、区市所管の法人にやっていただいたうえで所轄庁に提出させて確認していただくと。その結果を都に報告していただくことまでは考えておりませんが、そういった仕組みができないかと考えております。

資料2の説明は以上になります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

では、今のご説明についての質問あるいはご意見をいただければと思います。

はい、どうぞ。

○亀岡委員 亀岡でございます。

自己点検の仕組みの構築のところにチェックリストの作成、これは大変すばらしいなと思って見ております。本当にありがとうございます。

あと財務分析、これも大変重要になるのかなと、思っておるわけですが、新しい会計の基準は、一つの会計基準で全ての社会福祉法人の事業をあらわすと、逆に言えば、一つの基準を全部に適用するということになりますので、そう意味では、この財務分析が従前に比べると比較可能性が深まってきたのかなと。同時に、ここで会計監査等が導入されるということもございますけれども、大前提として、きちっとした決算書をまずつくるといことがないと、そこからでき上がってきた分析の数字は、実態とかけ離れた数字になるといけませんので、ぜひ財務分析の前の段階できちっとした決算書がつくられているかどうかについて、法人みずからつくりますけれども、監事が見て判断ができるかどうかというようなところが非常に重要なのかなと、思っております。

それと、あと財務分析でございますが、社会福祉法人が行う社会福祉事業においては、もうご存じのとおり、いっぱいあると。例えば、東京でもこれは介護事業ということで、サービスに対する対価が入ってくるものがあれば、措置のようにいただいたお金をどう使っていくかというような事業もあれば、保育のように非常に人件費が高くなるような事業もあるし、就労支援という、ちょっとまた違った形態の原価計算が必要な部分もあるということですので、これを、表現はよくないんですけども、一つにしてぼんと比較するだけではなくて、今回の制度としては、拠点区分ごとに決算書をつくるということになっておりますので、この事業ごとに違いがわかるようなものを、例えば、都として後で集計して提示できるようにしてあげれば、皆さんが自分たちはどの辺の位置にあるのかというのがわかるのかなと。あと、もう一つはやっぱり規模です。

この二つの観点と、あと法人全体というのもあるのでしょうかけれども、やはり先ほどお話がありましたように、社会福祉法人というのは非常に多岐にわたっており、同じも

のを適用できない部分もあると思いますので、その規模の大きさによってどこまで簡便な方法が使えたり、きちっと点数的なものを使うかみたいなことの一つのサジェスションみたいなことができれば、社会福祉法人が非常に適用しやすくなるのかなという、そういう点をちょっと感じております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

今の点についていかがでしょうか。

○新田指導調整課長 その点については、資料3でご説明します、「法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組」のところに関係はしてくるんですけども、今、財務分析を行っているのは、法人単位です。法人単位の下に拠点区分があるので、法人単位でみた場合はいろいろな事業がまざっていることになります。

自己点検でどこまでやっていただくかというところも考えなくてはいけないと思っていて、確かに拠点ごとに全部やっていただくと、それはそれでいいのかもしれませんが、法人の負担もあるということです。お願いするに当たって、理想と実際の負担との兼ね合いをどうするのかということも問題かと思っています。

資料3で説明いたしますが、やはり施設の形態によってさまざまであって、確かに規模によってもいろいろ異なっておりますので、都は財務諸表を集め、それを施設単位で分析するようなことも必要だと考えております。それはまた資料3で詳しくご説明したいと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。財務分析の指標のほうは、これは財務諸表がきちんとできていれば計算できるものということになりますね。ですから、むしろ施設単位の部分をどうするかとか、その相互の比較をどうするかという、資料3のほうの課題にかかわってくるかなと思うのですが、チェックリスト項目についてもご意見をいただきたいと思います。その前に確認で、この項目自体は、非常に一般的なことが書かれているわけですが、チェックを具体的にどうするか、例えば、経理規程に不備はないかという2番目の事項がありますが、それを見るときに、チェックすべき項目みたいなものがやはり必要になるかと思うのです。

都の考えのように、監事にはできるだけ会計の専門家になったほうがいいということですが、このリストは漏れがないかをチェックするために使えばいいというぐらいのことで済むかもしれませんが、各項目についての具体的なチェックポイントといいますか、そういうことまで作成する、その部分も作成する計画があるのかどうか、その辺について教えていただければと思います。

○新田指導調整課長 例えば、契約について適正に処理されているかということですが、通知によると一定金額以上の場合ですと入札により業者選定を行わなくてはならないわけですが、随意契約で業者選定を済ませてしまっている場合もありますので、例えばこういった金額のときにどうしているかという、より掘り下げたチェック項目が必要だと思っています。

- 平岡委員長 それでは、このチェック項目として、こういう項目がもっと必要ではないかとか、そういう追加であるとか、ここはこう直したほうが良いというようなご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 亀岡委員 非常によくできていると思うのですが、参考資料5のチェックリストの項目の例ということがあるのですが、この中の左側のほうでございますけれども、特に債権債務に関する事項というところの三つ目ぐらいはいいのかなと思うのですが、四つ目以降の会計帳簿、決算手続とか、決算書類はありますかというような、これはどっちかという、もうちょっと上のほうの会計管理に関するとか、会計処理に関する項目のほうへむしろ入っていく内容なのかなと。債権債務というのは、もう少し細かい債権の管理はどうなのかとかという、ここは借入金のことしかちょっと入っていませんので、むしろ債権債務ですから、例えば未収金の回収はどうなっているのかとか、貸し倒れはないのかとか、あと引当金は、つまり退職給与引当金等をもし計上するような場合は、その引当金は大丈夫なのかとかみたいなことがちょっと必要になるかなと。項目的に若干、借り入れの内容しかないのも、もちろん、この項目も必要だと思いますが、ちょっとこの辺の内容的な見直しが必要なのかなというふうに考えております。
- 平岡委員長 ありがとうございます。
- 高原委員 別の視点でよろしいですか。
- 平岡委員長 どうぞ、お願いします。
- 高原委員 これは、資料3にも関係するのかもしれませんが、法人の財務については、非常に世間の風当たりが強かったという経緯がございます。法人内とか都とか区市、そういうところだけではなくて、都民に理解してもらえる工夫というか、その辺の視点、見える化をしておかないとやっぱりまずいのではないかと思いますので、そのあたりの配慮も一つぜひお願いします。
- 平岡委員長 ありがとうございます。
- 都民に見えるようにということですが、今、挙げていただいた自己点検を法人にさせていただいて、それを区市あるいは都でチェックをするというような仕組みの中で、公表する部分はどこなのか、あるいはどういう形で公表するのが効果的なのかということもあると思いますが、そのあたりについて事務局ではどのようにお考えでしょうか。
- 新田指導調整課長 資料3のところでもまたかかわってくる話ではあると思いますが、法人が必要としている情報、都民が必要としている情報、それぞれあると思いますので、どういったものを公表していけばいいのかというところは、検討していく必要があるとは思ってまして、財務指標だけではなくて、その法人の実態を、ある程度経営の実態をあらわしているような指標、あとは、昨今問題になっている内部留保、そういったものが、例えば特養だとどれぐらいあるのかとか、保育所だとどうなのか、といったことを示す必要があるのではないかと考えています。それによって法人の透明性を

確保する必要があると思っています。なかなか今、社会福祉法人については、見えない部分が都民にもあると思うので、公表できるところについては公表していく、そういった仕組みが必要かなと思っています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そうですね。どのように情報を開示していくかという問題が一つ課題としてあるということを確認できたかと思います。もう一つは、チェックリストとか財務分析を実際に法人の監事、あるいは法人の担当の職員が活用していくということなのですが、今示されている項目を考えたときに、実際の法人の側から見て、これが有効に活用できるかどうかという問題があると思うのですが、高原委員からその点についてご意見があればいただければと思いますが。

○高原委員 ちょっと時間を下さい。

○平岡委員長 はい。それではまた後ほど。

それでは、その他の点で結構ですので、ご質問、ご意見をいただければ。

○茨木委員 参考資料5のチェック項目が具体的にできるということなので、それはすごく重要だと思うのですが、評議員会が非常に今後重要になるという割には、やはりこの項目だと、設置しているか否か、法令上問題が、不備がないかということはわかると思うのですが、評議員会が開かれて、評議員がちゃんと出席できて、休眠状態になっていないかということは、この大きな項目だと少しわかりづらいので、やはり理事会とかなり同じぐらいの中身が今後は必要になってくるのかなと若干思ったのが1点と、それから、理事に関する事項の四つ目のところで、「理事長が、各理事の意見を尊重し」というあたりは、かなりナイーブでつけづらいというか、ここは相当工夫しないと難しいのかなという気が若干しました。ここを違うとつけられる勇気はないですね。

○平岡委員長 はい。具体的なチェックポイントというのがまたこの下にあるのかと思いますけれども、ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか、この項目に関してお気づきの点があればと思いますが。

それでは、この「財務規律の確保に向けた取組」に関しても、都と区市の役割分担に関することが出ておりますけれども、その点について、区市としてのご意見があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○泉谷世田谷区指導担当課長 では、世田谷区から。実は、世田谷区の包括外部監査人の方とちょっと雑談をしたところがありまして、今回、東京都でも1,000近い法人がいると。世田谷区内にもとても小規模な法人がたくさんある中で、グロスで監事をこなすだけの人がどれだけいるのかということをおっしゃる方もおりました。

そんな中で、例えば地方自治法の改正で小規模な自治体が合同監査事務局みたいなものができるようになってきているというような発想を使うと、小規模な法人などは、合同監査機構か何かわかりませんが、小さな法人で一人を使うのではなくて、世



田谷会なりいろいろな会の中の監査グループ、監査人の集まりに何法人かがお願いするというような仕組みづくりもできるのではないのかなというアイデアもありましたのでご紹介します。夢のような話かもしれませんが。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○鈴木八王子市指導監査課長 東京都さんのほうで自己点検ツールを作成していただけるということであれば、市では自己点検結果をもって実際に実地検査をする際の重点ポイントだとか、そういったものを選択できますので、大変ありがたいと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○高原委員 すみません。チェックリストのところですが、都の指導検査体制の充実の中で、新たに勧告の規定が設けられるということであれば、こういうことを守らなかったら勧告に値するという項目があったらどうかな、と思いますけれど。

○平岡委員長 ありがとうございます。

行政処分との対応関係というのも難しいかもしれませんが、チェックするとき、チェック項目の中で要するに法令上の根拠みたいなものを示す必要もあるかもしれませんが、特に法令違反に当たるようなものはどこなのかとかですね。そういうこともわかるようにと、議論になるのかなと思います。

では、今いろいろご意見をいただきましたが、事務局のほうでまとめて何かお答えいただく点があれば、いただければと思います。

○新田指導調整課長 チェックリストの項目、財務指標についてのところですが、まだ特にチェックリストの項目についてはあくまで素案ですので、イメージがわかるようにという形で、お示ししたものですので、いただいた意見を踏まえながら、具体的にどういった項目がより効果的なのかということについて考えていきたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ資料2についての議論はこれぐらいにさせていただいて、資料3に移りたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、資料3のご説明をしたいと思います。これについては、先ほどの議論の中でも幾つか触れられましたけれども、改めてご説明いたします。

「検討にあたっての基本的な視点」ということで、今回の法改正の案の中で、都道府県の新たな役割といたしまして、区域内の法人の活動状況等の調査・分析ということが規定されております。都としても、社会福祉法人の財務や運営に関する情報を収集・分析して公表していく必要があると考えております。

「検討を進めるにあたっての方針」というところですが、資料2でも触れましたけれども、都は指導検査の参考とするために、都内社会福祉法人全ての法人の財務諸表を集めて、参考資料6にありましたように、11の指標を使って分析を行いまして、都

内平均値というのを出して公表しております。

ただ、それだけだと法改正の趣旨は、広く活動状況、収集・分析というところが足りない点があるということで、以下の観点を新たに盛り込んで分析の仕組みを構築すべきではないかということで、一つ目が、東京都の社会福祉法人の地域特性を明らかにして、法人や地域住民に提供するというので、都内法人、地方の法人となかなか違う部分がありますので、国なんかは方針は一つで議論しているのですが、都の特性があると思いますので、そういったものを明らかにしていくことが必要であると。先ほども地域住民というお話がありましたけれども、都民の方々は、都内の法人の活動状況の実態がわかる、何かわかりやすいような指標をつくって示していく必要があるのではないかと。

二つ目としてですが、これは当たり前の話ですが、法人の運営の透明性を高めるということが、当然、方針として入ってくるということです。

右側に行きまして、「具体的な取組（案）」ということなんですけれども、これまで経営適正化事業で行ってきた法人単位の財務分析に加えて、法人が運営する施設の状況が把握できるように、施設を単位とした指標についても分析を行って、その結果を公表したらどうかということになっています。この点は、ごく簡単ですが、参考資料6の下側です。簡単に書いておりますが、例えば、これは特別養護老人ホームですとか障害者施設とか保育所という、拠点区分別に決算書を作成していると思いますが、できるだけ分けられる単位でつくっていけないかと考えております。特養に、例えば、デイサービスとかが併設しているところなどについては、なかなか特養とデイサービスの決算を分けきれないところがありますので、そこはやむを得ないかなとは思っておりますけれども、分けられるところまでは分けていこうということになります。

分析の観点ということで幾つかあります。これも先ほどのチェックリストの項目と同じように、あくまでも例ですが、例えば人員であれば、利用者一人当たりの人件費というのがどうなっているのか、それは特養でも保育所でも障害者施設でもそれぞれ違うと思いますし、もしかしたら規模によっても違うかもしれません。そういったものを出していければと思います。

あとは設備です。定員一人当たりの設備資産取得価額ですとか、固定資産とか老朽化率ですと。

あと収益で言えば、利用者一人当たりどれだけの収益が上がっているのか。

あとは施設の稼働です。先ほど申し上げた内部留保の話になると思いますが、そういった施設を単位とした指標を出していく。

都としては、これを施設ごとになかなか公表はできませんので、都内の平均値ということで、例えば都内の特養であれば、平均値はこういった値ですと。保育所であれば、こういった値が平均値ですよということを公表できないかと考えております。

これをやるに当たっては、法人さんのほうから決算のときに財務諸表が出てくるわ

けですけれども、それをきちっと出していただいて、あと参考資料という形でサービス区分単位の事業活動計算書とか、資金収支計算書、事業の種別によって通知上どこまでつくるかは違ってはいますが、そういったものを出していただいて、都のほうで分析をすると。

区市所管の法人につきましては、都が直接、財務諸表などを集められませんので、一旦、区市に出していただいて、区市から東京都に提出をいただいて、東京都でまとめて分析をして、それで公表を行う。そういった仕組みがつかれないかなと思っております。

区市の役割分担とありますけれども、これは先ほどご説明したように、都は情報を分析して公表すると。区市は所管の法人さんの財務諸表を集めていただく、それを都に提供していく、そういった役割を担っていただけないかと考えております。

資料3の説明は以上になります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をいただければと思います。

一つは、施設を単位にした指標を作成する方向で検討しているということなんですが、これについては、先ほどもご意見をいただいたところですが、亀岡委員から何かございますか。

○亀岡委員 ありがとうございます。全くこれにつきまして、私も賛同いたします。

さらに資料3の左下の「検討をするにあたっての方針」のところで、東京の社会福祉法人の地域特性とありますが、これが非常に重要なのかなと、考えております。というのは、資料1でもありましたが、国としては地域公益事業の事例等はあらかわさないという話でしたが、まさにここが東京都さんならばあらかわせるんじゃないかと。いわゆるここから地域の特性が分かるのかなと。つまり、都会でなおかつ人口の構造が他の県と違うところにおける地域の公益事業って何なのかということが実はあるのかなと。ということで、ぜひこの辺は参考になるような情報が出てくれればいいかなということを考えております。

それと、全ての区とか市の所管の法人の財務諸表も含めて、東京都のほうへ集めていくということなので、これは大変すばらしいのかなと思っております。このときに直接東京都所管のもの及び関東信越厚生局所管のものが東京都に集められ、東京都で管理がされると思うのですが、問題は、区とか市から上がってくるときに、上がってきたものをそのまま受け取るのか、やっぱりそれと同じように東京都さんが直接受け取るような感じの形のものと同じような、いわゆるレベル感ですね。そうしないと比較したときに、ここにチェック機能が入るのかどうか、区と東京都の間に、というのが一つ気にはなっております。

それとあと、もし様式をある程度示すことができるのであれば、この数字を入れてくださいみたいなことを事前にお願ひしておけば、継続的に分析がやりやすいのかなと。

現場としても、ここのこの数字を引っ張ってあげればいいのかということでも理解しやすいのかなど。現場でもどういう分析をするのかということをも具体的なところまで提示していただければと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、事務局のほうでお答えできる場所があれば。

○新田指導調整課長 財務諸表等を集める際に、ある程度フォーマットは必要だと思っておりますので、特にこことこの数字をここに入れてくださいというように、財務諸表とは別の何らかの様式をつくることも考えられるのではないかと考えています。そうすると、区市所管のものが出来たときにチェックをしやすいと思っておりますので、そこは検討していきたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

これも都と区市の役割分担ということが重要になってきておりますけれども、区市の委員からもしご意見があればいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○泉谷世田谷区指導担当課長 確かに、財務諸表を区のレベルでもしっかり見させていた上で、都に上げて、都の中でそれを活用していただくというのは、とてもいい話だと思います。また、最初に受け付ける区のところの段階でも必要なサジェスチョンを法人に言えるだけの力量が必要なのだろうと思っておりますので、そのところにやっぱり人材の育成というところに行き着くのかなと思っております。

○鈴木八王子市指導監査課長 新たに法改正の中で都道府県知事のところには社会福祉法人の活動の状況等の調査分析・統計等の作成、公表という規定が置かれますので、であれば、市としても毎年集めた情報を東京都さんのほうに提供する根拠になりますので、このような仕組みがいいのかと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○亀岡委員 社会福祉法人の運営の透明性を高めるということで、要するに情報公開ということにつながっていくかと思うのですがけれども、単に数字だけの情報以外の、いわゆる施設でこういう努力をしている、その努力も従来からこれだけ稼働率が伸びたとかというようなことも含め、そういう情報について、都のほうで利用者さん、また地域住民の方に役立つのだというような情報がある程度まとめることができれば、第三者から見ても非常にわかりやすい、それも同じような情報がいただけたら。そうじゃないと、きちんとしている法人さんはいっぱい出してくれるけど、何もない法人さんはほとんど何も情報がないという、情報の公開に差が出てくると、今後、サービスの提供にも影響が出てくるのかなど、こう思いますので、これがどこまで東京都さんが支援できるのか、各法人さんに任せちゃうと、かなり限界があると思っておりますね。ちょっとそういうことも含めてご検討を願えればと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、情報を提供するといいますか、法人の側から見てどうなのかということもあると思うのですが、高原委員から、その点についてご意見があればいただければと思います。

○高原委員 法人の方はいろんな批判はありつつも、様々な経営努力をしていると思いますし、そういう努力の中で最近少しずつ「ISO9000」等を取得して運営していくことをやっていますので、そのところも一つの評価に加点していただければいいのではないかなと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○茨木委員 港区に大学があるので港区の事例ですが、都外からの大規模法人が圧倒的な勢いで進出してきています。ほとんど都外法人が新設の施設等の経営を始めているんですけど、ここについては、今だと参考資料4でいうと国の所管の70という、大体百幾つぐらいになっている、こちらに該当するかもしれませんが、地域特性を明らかにといったときに、これらの社会福祉法人についてはどんなふうに関係公開をしていくのか、またどこが中心で支援、指導していくのかというあたりが非常に重要なというふうに考えているんですけども、都としてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○新田指導調整課長 他の道府県が所管している法人までなかなかこの仕組みを今すぐつくるのは難しいと思っています。ただ、情報の分析・公開等は法で規定されたということもあるので、各道府県は、何らかの形でこういったことをやっていくと思いますので、やはり都道府県間の情報の共有というのは非常に重要ななと思っています。それは、指導検査においても同じですが、特に他の道府県と情報を共有していく、そういった仕組み、そこは、国もある程度音頭をとらなければ困る部分もありますが、そこをやっていかなければいけないと思っています。確かに、ご指摘のとおり、いろんな法人が都外から入ってきておられますので、そういった取り組みは必要と考えています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

実際のところはどうなのでしょう。例えば公設民営なんかですと、かなり法人についての情報も常に出してもらっているということはあると思うんですけども、そういうことでない一般社会福祉法人の施設の経営などの場合は、直接は、その施設、事業を行っている自治体は、その法人の状況について情報を提供される機会というのはないのかどうか、どうなのでしょう。

○飯塚委員 ご指摘がありましたように、今、公設民営のみならず、他県から、特に特養ですとか保育園ですとかの運営に参画してくる法人の場合、国所管法人という形になりますので、もちろん施設としての経営運営とか、施設としてはそれぞれの所管の自治体が見ることもあるんですけども、法人の実態、法人の問題点ということになります

と、1クッション、2クッション入ってくるというのが実態ではないかと思っております。

ご指摘があったように、国所管法人に対して、都で事業展開をしている法人に対してどのようにこういった仕組みを求めていくかということについては、都から要望していく、あるいは、こういった形で提言をしていくという形で、日本の先駆的な立場として果たしていくべき役割もあるのかなというふうには感じます。

○平岡委員長 ありがとうございます。検討課題として一つ重要なことかと思いました。

そのほかいかがでしょうか。

○亀岡委員 先ほど他県から東京都への進出という話があったと思いますが、先ほどおっしゃったように、法人格は変わらないまま東京都に新しい施設をつくるということであると非常にわかりやすいんですけども、私の経験しているところで、新たに社会福祉法人格をつくって東京都でやる、例えば、どこかで医療法人を運営していて、東京都で社会福祉法人を設立してやることになったときに、一般の方は、そういう法人同士の関係があるのか、ないのかといったことは情報をもらわない限りわからないのです。そういう話をされているのかと思いますが、逆に言うと、そういう法人を東京都として入れていくのかどうかということも含めたいろんな施策も含めて検討するということになると思いますが、それによって、情報公開の幅も変わってくるのかなという気がいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間に近づいておりますが、全体を通してもう一度見直していただいて何かご意見、ご質問などがあればいただければと思います。

きょうは、今井委員からご発言をいただけていないようですので、もし何かありましたらお願いいたします。

○今井委員 各委員の先生方のご意見、大変参考になりました。評議委員会について、新制度への円滑な移行支援ということを取らされると、評議員会というのは、法的には機関としては評議員委員会ということなので、その構成員である評議員自体は、6人制でもないし、業務執行もしないということなので、なかなか評議員の方個人が、じゃあどこかに相談したいというときがあっても、相談しようがないことがあるので、都も相談体制を充実するというのもお書きいただいておりますので、評議員に理事長や理事のお目つけ役をお願いしたいという牽制機能を期待される場合は、評議員会じゃなくて評議員個人がどこかに話に行きたいときに、どこに相談すればいいのかということをお教えあげたほうがいいかなというのは感じております。

以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

○平岡委員長 それでは、以上で本日の議題については全て終了ということにさせていただきます。

事務局におかれましては、今回と前回の会議で出されたご意見を踏まえて、都としての取り組みを具体的に検討されるということですので、検討結果については、次回の会議で報告をしていただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回の社会福祉法人専門家会議を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

事務局から連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。

次回の会議開催は、10月ごろを予定しておりますので、改めて事務局より連絡させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、後日事務局より各委員に送付させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。配付いたしました資料についてですが、お持ち帰りいただけますので、お忘れのないようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございました。

(午前 11時24分 閉会)